

別紙

新旧対照表

改 正 後					改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																							
事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）					事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）																																																																																																																																																																																																																																																																							
(平成 年分) 氏名 _____					(平成 年分) 氏名 _____																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">資産の区分</td> <td style="width: 10%;">種類</td> <td style="width: 10%;">① 第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> </tr> <tr> <td>設備の名称</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得又は賃借の年月日</td> <td>④</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した年月日</td> <td>⑤</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額</td> <td>⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>リース料（月額）</td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>⑧</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>リース費用の総額</td> <td>⑨</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>基準リース料（⑨×$\frac{60}{100}$）</td> <td>⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td>⑪</td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額の内訳</td> <td>取得分 ⑪-⑩</td> <td>⑫</td> <td>円</td> <td>縫越税額控除限度超過額の内訳</td> <td>取得分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業所得の金額</td> <td>⑫</td> <td></td> <td>リース分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> <td>リース分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の割合（⑫/⑪）</td> <td>⑬</td> <td>%</td> <td>合計 ⑪+⑩</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> <td>合計 ⑪+⑩</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額（⑭×⑬）</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業所得に係る税額（⑭×⑬）</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額（⑮×$\frac{20}{100}$）</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本年税額基準額（⑮×$\frac{20}{100}$）</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>得税額控除限度額（⑰×$\frac{7}{100}$）</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>得税額控除限度額（⑰×$\frac{7}{100}$）</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）</td> <td>⑲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）</td> <td>⑲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準リース料の総額（⑩の合計）</td> <td>⑳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>基準リース料の総額（⑩の合計）</td> <td>⑳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除限度額（⑲×$\frac{7}{100}$）</td> <td>㉑</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>税額控除限度額（⑲×$\frac{7}{100}$）</td> <td>㉑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額残額（⑯-⑲）</td> <td>㉒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本年税額基準額残額（⑯-⑲）</td> <td>㉒</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉓</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）</td> <td>㉔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）</td> <td>㉔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）</td> <td>㉕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）</td> <td>㉕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）</td> <td>㉖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）</td> <td>㉖</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）</td> <td>㉗</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）</td> <td>㉗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資産の区分	種類	① 第 項	第 項	第 項	第 項	設備の名称	③					取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	リース料（月額）	⑦					リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	基準リース料（⑨× $\frac{60}{100}$ ）	⑩					総所得金額	⑪		縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑫	円	縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑬	円	事業所得の金額	⑫		リース分 ⑪-⑩	⑬			リース分 ⑪-⑩	⑬			事業所得の割合（⑫/⑪）	⑬	%	合計 ⑪+⑩	⑭			合計 ⑪+⑩	⑭			総所得金額に係る所得税額	⑭	円					総所得金額に係る所得税額	⑭	円		事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮						事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮			本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯						本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯			取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰						取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰			得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱						得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱			特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲						特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲			基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳						基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳			税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑						税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑			本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒						本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒			特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓						特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓			差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔						差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔			縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕						縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕			縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖						縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖			越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗						越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗			同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘						同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘			特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙						特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙			機械設備等の概要				
資産の区分	種類	① 第 項	第 項	第 項	第 項																																																																																																																																																																																																																																																																							
設備の名称	③																																																																																																																																																																																																																																																																											
取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																							
対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																							
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
リース料（月額）	⑦																																																																																																																																																																																																																																																																											
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月																																																																																																																																																																																																																																																																							
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
基準リース料（⑨× $\frac{60}{100}$ ）	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																											
総所得金額	⑪		縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑫	円	縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑬	円																																																																																																																																																																																																																																																																		
事業所得の金額	⑫		リース分 ⑪-⑩	⑬			リース分 ⑪-⑩	⑬																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業所得の割合（⑫/⑪）	⑬	%	合計 ⑪+⑩	⑭			合計 ⑪+⑩	⑭																																																																																																																																																																																																																																																																				
総所得金額に係る所得税額	⑭	円					総所得金額に係る所得税額	⑭	円																																																																																																																																																																																																																																																																			
事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮						事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																				
本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯						本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																				
取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰						取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰																																																																																																																																																																																																																																																																				
得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱						得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲						特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲																																																																																																																																																																																																																																																																				
基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳						基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																				
税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑						税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑																																																																																																																																																																																																																																																																				
本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒						本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓						特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																				
差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔						差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔																																																																																																																																																																																																																																																																				
縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕						縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																				
縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖						縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖																																																																																																																																																																																																																																																																				
越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗						越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗																																																																																																																																																																																																																																																																				
同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘						同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙						特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙																																																																																																																																																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">資産の区分</td> <td style="width: 10%;">種類</td> <td style="width: 10%;">① 第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> <td style="width: 10%;">第 項</td> </tr> <tr> <td>設備の名称</td> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得又は賃借の年月日</td> <td>④</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>対象事業の用に供した年月日</td> <td>⑤</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額</td> <td>⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>リース料（月額）</td> <td>⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース契約期間の月数</td> <td>⑧</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>リース費用の総額</td> <td>⑨</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>基準リース料（⑨×$\frac{60}{100}$）</td> <td>⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td>⑪</td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額の内訳</td> <td>取得分 ⑪-⑩</td> <td>⑫</td> <td>円</td> <td>縫越税額控除限度超過額の内訳</td> <td>取得分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>事業所得の金額</td> <td>⑫</td> <td></td> <td>リース分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> <td>リース分 ⑪-⑩</td> <td>⑬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得の割合（⑫/⑪）</td> <td>⑬</td> <td>%</td> <td>合計 ⑪+⑩</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> <td>合計 ⑪+⑩</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総所得金額に係る所得税額</td> <td>⑭</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所得に係る税額（⑭×⑬）</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事業所得に係る税額（⑭×⑬）</td> <td>⑮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額（⑮×$\frac{20}{100}$）</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本年税額基準額（⑮×$\frac{20}{100}$）</td> <td>⑯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）</td> <td>⑰</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>得税額控除限度額（⑰×$\frac{7}{100}$）</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>得税額控除限度額（⑰×$\frac{7}{100}$）</td> <td>⑱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）</td> <td>⑲</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）</td> <td>⑲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基準リース料の総額（⑩の合計）</td> <td>⑳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>基準リース料の総額（⑩の合計）</td> <td>⑳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除限度額（⑲×$\frac{7}{100}$）</td> <td>㉑</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>税額控除限度額（⑲×$\frac{7}{100}$）</td> <td>㉑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本年税額基準額残額（⑯-⑲）</td> <td>㉒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>本年税額基準額残額（⑯-⑲）</td> <td>㉒</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉓</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉓</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）</td> <td>㉔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）</td> <td>㉔</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）</td> <td>㉕</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）</td> <td>㉕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）</td> <td>㉖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）</td> <td>㉖</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）</td> <td>㉗</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）</td> <td>㉗</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）</td> <td>㉙</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	資産の区分	種類	① 第 項	第 項	第 項	第 項	設備の名称	③					取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・	対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・	取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円	リース料（月額）	⑦					リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月	リース費用の総額	⑨	円	円	円	円	基準リース料（⑨× $\frac{60}{100}$ ）	⑩					総所得金額	⑪		縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑫	円	縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑬	円	事業所得の金額	⑫		リース分 ⑪-⑩	⑬			リース分 ⑪-⑩	⑬			事業所得の割合（⑫/⑪）	⑬	%	合計 ⑪+⑩	⑭			合計 ⑪+⑩	⑭			総所得金額に係る所得税額	⑭	円					総所得金額に係る所得税額	⑭	円		事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮						事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮			本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯						本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯			取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰						取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰			得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱						得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱			特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲						特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲			基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳						基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳			税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑						税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑			本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒						本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒			特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓						特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓			差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔						差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔			縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕						縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕			縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖						縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖			越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗						越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗			同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘						同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘			特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙						特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙			機械設備等の概要				
資産の区分	種類	① 第 項	第 項	第 項	第 項																																																																																																																																																																																																																																																																							
設備の名称	③																																																																																																																																																																																																																																																																											
取得又は賃借の年月日	④	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																							
対象事業の用に供した年月日	⑤	・	・	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																							
取得価額又は製作価額	⑥	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
リース料（月額）	⑦																																																																																																																																																																																																																																																																											
リース契約期間の月数	⑧	月	月	月	月																																																																																																																																																																																																																																																																							
リース費用の総額	⑨	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																							
基準リース料（⑨× $\frac{60}{100}$ ）	⑩																																																																																																																																																																																																																																																																											
総所得金額	⑪		縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑫	円	縫越税額控除限度超過額の内訳	取得分 ⑪-⑩	⑬	円																																																																																																																																																																																																																																																																		
事業所得の金額	⑫		リース分 ⑪-⑩	⑬			リース分 ⑪-⑩	⑬																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業所得の割合（⑫/⑪）	⑬	%	合計 ⑪+⑩	⑭			合計 ⑪+⑩	⑭																																																																																																																																																																																																																																																																				
総所得金額に係る所得税額	⑭	円					総所得金額に係る所得税額	⑭	円																																																																																																																																																																																																																																																																			
事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮						事業所得に係る税額（⑭×⑬）	⑮																																																																																																																																																																																																																																																																				
本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯						本年税額基準額（⑮× $\frac{20}{100}$ ）	⑯																																																																																																																																																																																																																																																																				
取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰						取得価額又は製作価額の合計額（⑩の合計額）	⑰																																																																																																																																																																																																																																																																				
得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱						得税額控除限度額（⑰× $\frac{7}{100}$ ）	⑱																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲						特別控除額（⑰と⑱のいずれか少ない方の金額）	⑲																																																																																																																																																																																																																																																																				
基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳						基準リース料の総額（⑩の合計）	⑳																																																																																																																																																																																																																																																																				
税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑						税額控除限度額（⑲× $\frac{7}{100}$ ）	㉑																																																																																																																																																																																																																																																																				
本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒						本年税額基準額残額（⑯-⑲）	㉒																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓						特別控除額（㉒と⑰のいずれか少ない方の金額）	㉓																																																																																																																																																																																																																																																																				
差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔						差引本年税額基準額残額（㉒-⑲）	㉔																																																																																																																																																																																																																																																																				
縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕						縫越税額控除限度超過額（前年分の㉔）	㉕																																																																																																																																																																																																																																																																				
縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖						縫越税額控除限度超過額から控除される金額（付表の㉖）	㉖																																																																																																																																																																																																																																																																				
越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗						越差引縫越税額控除限度超過額（㉕-㉖）	㉗																																																																																																																																																																																																																																																																				
同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘						同上のうち本年控除額（㉒と㉗のいずれか少ない方の金額）	㉘																																																																																																																																																																																																																																																																				
特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙						特別控除額の計（㉔+㉖+㉗）	㉙																																																																																																																																																																																																																																																																				

別 紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除 に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の4第3項、第4項及び第5項に規定する事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除了した金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑬」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除了した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑪-⑬」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑪-⑭」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の4第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業化設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の4</p>	<p style="text-align: center;">事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除 に関する明細書（本表）</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第10条の5第3項、第4項及び第5項に規定する事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄には、事業化設備等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑪」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「⑫」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(6) 「⑬」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除了した後の金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑭」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑪-⑬」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「⑪-⑭」の金額を記載します。</p> <p>(8) 「⑮」欄には、その年の前年に対象事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた事業化設備等をその年に対象事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法第10条の5第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記載します。</p> <p>(9) 「機械設備等の概要」欄には、機械設備等が事業化設備等に該当することの詳細を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の5</p>